

西成区民ギャラリー運営要領

1. 目的

区民の文化意識の向上、並びにアマチュア創作活動グループの活性化に資することを目的とする。

2. 実施場所

西成区役所 1 階区民ロビー内の区民ギャラリー

3. 応募作品

絵画・書・手芸・写真などの芸術作品

※詳細については、運営細目（2-1）のとおり

4. 応募資格

区内に在住もしくは在勤する者で構成されているアマチュア創作活動グループ及びその他区長が特に適当と認めるもの。

※詳細については、運営細目（2-2）のとおり

5. ギャラリー使用料

無料

6. 利用期間・利用回数

①利用期間について、原則として一度の利用につき 1 グループ、14 日以内（閉庁日含む）とする。

②利用回数については、同一グループについて同一年度内 2 回までとする。

7. 利用申込

申し込みについて、利用希望日の 3 か月前から受付をおこなう。

※詳細については、運営細目（1-1）のとおり